

見附市病院事業使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 1 月 3 0 日

見附市長 稲 田 亮

見附市規則第 3 号

見附市病院事業使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則
見附市病院事業使用料及び手数料条例施行規則（平成 4 年見附市規則第 1 8 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 に次のように加える。

薬剤容器代	実費
-------	----

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。